

## 2.大 気

### (1) 大気汚染に係る環境基準

物質名	環 境 基 準	評 価 方 法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (昭和48年5月16日環境庁告示)	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (昭和53年7月11日環境庁告示)	年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (昭和48年5月8日環境庁告示)	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg / m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg / m <sup>3</sup> 以下であること。 (昭和48年5月8日環境庁告示)	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg / m <sup>3</sup> 以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg / m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しないこと。
光化学 オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。 (昭和48年5月8日環境庁告示)	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下に維持されること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15 μg / m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg / m <sup>3</sup> 以下であること。 (平成21年9月9日環境省告示)	1年平均値及び1日平均値のうち98パーセント値で評価する。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg / m <sup>3</sup> (3 μg / m <sup>3</sup> )以下であること。 (平成9年2月4日環境庁告示)	1年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。
トリクロロ エチレン	1年平均値が0.2mg / m <sup>3</sup> (200 μg / m <sup>3</sup> )以下であること。 (平成9年2月4日環境庁告示)	1年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。
テトラクロロ エチレン	1年平均値が0.2mg / m <sup>3</sup> (200 μg / m <sup>3</sup> )以下であること。 (平成9年2月4日環境庁告示)	1年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。
ジクロロ メタン	1年平均値が0.15mg / m <sup>3</sup> (150 μg / m <sup>3</sup> )以下であること。 (平成13年4月20日環境省告示)	1年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。

指針値（環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値）

物質名	指 針 値	
アクリロニトリル	年平均値が 2 μg/m <sup>3</sup> 以下	15年9月30日付 環管総発第030930004号通知
塩化ビニルモノマー	年平均値が 10 μg/m <sup>3</sup> 以下	〃
水銀及びその化合物	年平均値が 0.04 μg/m <sup>3</sup> (40ng/m <sup>3</sup> )以下	〃
ニッケル化合物	年平均値が 0.025 μg/m <sup>3</sup> (25ng/m <sup>3</sup> )以下	〃
クロロホルム	年平均値が 18 μg/m <sup>3</sup> 以下	18年12月20日付 環水大総発第061220001号通知
1,2-ジクロロエタン	年平均値が 1.6 μg/m <sup>3</sup> 以下	〃
1,3-ブタジエン	年平均値が 2.5 μg/m <sup>3</sup> 以下	〃
ヒ素及びその化合物	年平均値が 6 ng/m <sup>3</sup> 以下	22年10月15日付 環水大総発第101015002号、 環水大大発第101015004号通知

(2) 緊急時の発令要件である大気汚染の状態

(大気汚染防止法施行令第11条)

物質名	一 般 緊 急 時		重 大 緊 急 時	
二 酸 化 硫 黄	0.2 ppm	3時間	0.5 ppm	3時間
	0.3 〃	2 〃	0.7 〃	2 〃
	0.5 〃	1 〃		
	0.15 〃	48 〃 (平均値)		
浮遊粒子状物質	2.0 mg/m <sup>3</sup>	2時間	3.0 mg/m <sup>3</sup>	3時間
一 酸 化 炭 素	30 ppm	1 〃	50 ppm	1 〃
二 酸 化 窒 素	0.5 〃	1 〃	1 〃	1 〃
オキシダント	0.12 〃	1 〃	0.4 〃	1 〃

(注) 各々1時間値の継続時間を表す。

(3) ばい煙発生施設等の届出状況

ア. 大気汚染防止法

区分	届出の種類 項番号	施設名	23年度中の届出施設数					23年度末現在の届出施設数	電気事業法の累計		
			設置届	使用届	廃止届	変更					
	構造	使用方法等				処理方法					
ばい煙	1	ボイラー	12		10				456	1	
	5	溶解炉	6						21		
	6	金属加熱炉							32		
	10	反応炉							2		
	11	乾燥炉	1						13		
	12	電気炉							2		
	13	廃棄物焼却炉							12		
	29	ガスタービン							0	21	
	30	ディーゼル機関							18	92	
	31	ガス機関							0	11	
		合計		19	0	10	0	0	0	556	125
		工場・事業場数	237								
一般粉じん	2	堆積場	1						50		
	3	コンベア			1				101		
	4	破砕機・摩砕機	1		1				48		
	5	ふるい							29		
		合計		2	0	2	0	0	0	228	
		工場・事業場数	40								

イ．県民の生活環境の保全等に関する条例

区分	届出の種類 項番号	施設名	23年度中の届出施設数					23年度未現在の届出施設数		
			設置届	使用届	廃止届	変更				
						構造	使用方法等		処理方法	
ば	1	ボイラー	3		9				419	
	5	溶解炉							5	
	7	石油加熱炉							2	
	11	直火炉							1	
	12	乾燥炉							5	
	14	廃棄物焼却炉							1	
	い	35	ハ．接着テープ等製造用施設			1				271
		35	ト．化学工業品等の製造用施設	1						78
		38	フェノール・メラミン・尿素系樹脂製造用施設							3
		49	アクリロニトリル使用合成樹脂の製造施設							3
	合計	4	0	10	0	0	0	748		
	工場・事業場数	324								
	うち大気指定工場等数	21								
粉じん	2	堆積場	2						17	
	3	コンベア	7						275	
	4	破碎機・摩砕機・磨砕機・研磨機	7						285	
	5	ふるい	2						40	
	6	打綿機・混打綿機							1	
	7	チップパー・碎木機	2						19	
	8	吹付け塗装機							22	
		合計	20	0	0	0	0	0	656	
		工場・事業場数	117							
炭化水素系物質発生施設			73							

(4) 光化学スモッグ通報体制

ア．豊橋市光化学スモッグ通報系統図（勤務時間内の場合）

(H23.4.14現在)



